

伊賀市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市告示第34号。以下「要綱」という。）及び伊賀市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき伊賀市が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告掲載は、1カ月を単位とする。ただし、広告主等が希望する場合は12カ月を超えない範囲で連続して掲載することができる。

(広告の掲載箇所及び枠数)

第5条 広告の掲載箇所は、ホームページのトップページとし、広告の総枠数は10枠とする。

2 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

3 前項の規定にかかわらず、ホームページのトップページ以外への広告掲載を市が認めた場合は、新たに広告の掲載場所を設定できるものとする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦85ピクセル、横180ピクセル

(2) 容量 7キロバイト以下

(3) 形式 GIF形式、JPEG形式又はPNG形式（ただし、GIF形式アニメーションは可とし、透過GIFは不可とする。）

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠1カ月当たり15,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、広報いが市又は市のホームページ等で行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者が広告掲載を申し込むときは、伊賀市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、次に掲げるものを添付して、広告掲載を希望する日の2カ月前（当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 掲載を希望するバナー広告画像の見本（印刷物又はPDF形式）

- (2) リンク先ホームページ画像（印刷物又はPDF形式）
 - (3) 事業所等の概要が確認できるパンフレット等
 - (4) 業種により必要とされる各種資格証明書、届出書、許可書等の写し
- 2 前項の規定による申込みは、持参又は郵送で行うものとする。
（広告原稿の作成及び提出）
- 第10条 掲載広告の画像は、JIS規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。
- 2 第6条に規定するGIF形式アニメーションは、次のとおりとする。
- (1) コンストラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
 - (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔は2秒以上とし、切り替えの回数は2回までとする。
 - (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。
- 3 リンク先ホームページの範囲は、要綱第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。
- 4 掲載広告の画像は、電磁的記録媒体に保存し又は電子メールへ添付して提出するものとする。
（広告掲載の可否の決定）
- 第11条 市長は、伊賀市ホームページバナー広告掲載申込書を受理したときは、要綱及び基準に基づき広告掲載の可否を決定し、伊賀市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による広告掲載の可否の決定に際し、疑義が生じた場合は、要綱の規定に基づき、伊賀市広告事業審査委員会に審査を依頼するものとする。
- 3 広告掲載希望数が第5条に規定する枠数を超えたときは、要綱第5条に規定する掲載順序により決定する。この場合において、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。
- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望数が第5条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。
（広告掲載期間の延長）
- 第12条 広告掲載期間中に、市の都合によりホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖期間が1日未満の場合は、延長は行わない。
（広告掲載料の納入）
- 第13条 広告主等は、広告掲載料を市が指定する期日までに、市が指定する納付書により納入しなければならない。
（その他）
- 第14条 この要領に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。